

平成30年度「健康保険 被扶養者 現況調査」実施の件

平素は、サンヨー連合健康保険組合の運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
このたび、「被扶養者現況調査」を実施致しますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。
「被扶養者現況調査」とは、健康保険組合の健全な運営を維持するために、法令と厚生労働省指導に基づき、**すでに被扶養者として認定された方が、引き続きその認定要件を満たしているかを確認**させていただくものです。

お手数ですが、下記実施要項に従って、期限までに「被扶養者現況調査票」と必要書類をご提出ください。

尚、本調査は「(株)オークス」に委託しています。ご提出書類の内容確認や督促について、(株)オークスから直接ご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

記

1. 調査対象 (年齢は平成30年4月1日時点)

- ① 18歳以上の被扶養者(全員)
- ② 18歳未満の被扶養者 (被保険者が配偶者を扶養していない場合の子供のみ対象)
※但し①、②ともに平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方など、最近、資格確認を行った方は対象外となります。

2. 提出期限

平成30年8月24日(金)

3. 提出方法

- ① 在職者の方 : 同封の事業所提出用封筒に必要書類を入れて事業所担当者にご提出ください。
- ② 任意継続の方 : 同封の返信提出用封筒に必要書類を入れてポストへご投函ください。

4. 注意事項

期限までに必要書類をご提出いただけない場合は、被扶養者の認定要件を満たしていることが確認できないため被扶養者資格を抹消する場合があります。

5. 調査手順

- (1) 調査対象者(被扶養者)ごとに「4必要書類チャートシート」により提出書類をご確認ください。
- (2) 「5必要書類一覧」で該当する提出書類をご確認のうえ書類をご用意ください。
- (3) 「2記入例及び注意事項」を参考に「被扶養者現況調査票」に必要事項をご記入・捺印ください。
- (4) 同封の返信用封筒に「被扶養者現況調査票」と「該当する提出書類」を入れ、提出期限の平成30年8月24日(金)までに事業所担当者(任意継続の方は(株)オークス)へご提出ください。
- (5) 認定要件から外れる場合は、扶養抹消のお手続きを速やかに行ってください。
《扶養抹消のお手続きについて》
 - ① 事業所担当者(任意継続の方は当健保組合)へご連絡いただき、「被扶養者異動届」を入手してください。
 - ② 「被扶養者異動届」にご記入・捺印のうえ、抹消対象者の被保険者証を添えて、速やかに事業所担当者(任意継続の方は当健保組合)へご提出ください。

6. 調査結果と通知について

ご提出いただきました「被扶養者現況調査票」と「提出書類」で審査を行います。
審査の過程で追加書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

- ・ 認定基準内であると判定された方は、引き続き被扶養者として認定されます。
その場合は、当健保組合からは何もご案内は致しません。
- ・ 認定基準から外れていると判定された方は、別途、当健保組合または事業所担当者より被扶養者抹消の手続きのご案内を致しますので、お手続きをすみやかにお願いします。
なお、被扶養者資格は認定要件を満たさなくなった時点まで遡って抹消となりますので、資格喪失後に発生した医療費等については、後日返還請求をさせていただくこととなります。

7. その他

この調査においてご報告いただく個人情報に関しては、今後の適正な認定及び資格確認のために使用するもので、業務上の目的以外に使用することはありません。
また、ご提出いただきました証明書等は、返却致しかねますので、予めご了承ください。

8. お問い合わせ先

コールセンター TEL : 0120-163-260 平日9:30~17:30